

品川区飼い猫の不妊・去勢手術費助成事業実施要綱

制 定 平成 4年9月21日区長決定 要綱第97号
一部改正 平成 5年9月21日
一部改正 平成12年6月20日部長決定 要綱第97号
一部改正 平成17年12月22日部長決定 要綱第100号
一部改正 平成23年6月7日部長決定 要綱第93号
一部改正 平成24年6月25日部長決定 要綱第178号
一部改正 平成26年2月25日区長決定 要綱第11号
一部改正 令和3年7月16日部長決定 要綱第254号

(目的)

第1条 この要綱は、区民が飼育する猫がみだりに繁殖し、適正な飼育が困難とならないよう、猫の去勢または不妊手術に要する経費の一部を助成し、もって飼い猫の生殖不能手術の普及奨励を目的とする。

(事業の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、区長は公益社団法人東京都獣医師会(以下「獣医師会」という。)の協力を得て、この事業を推進するものとする。

(助成対象者等)

第3条 手術に要する経費の一部の、助成を受けることができる飼い主等(以下「申請者」という。)は、次の要件を備えている者とする。

(1) 区内に住所を有している者。

(2) 手術を受けさせようとする猫(手術時に生後6ヵ月以上経過した猫)を区内で飼育していること。

2 前項の規定にかかわらず、病気、その他の事情により手術が適当でないと獣医師が診断した時は、助成の対象にしない。

(助成金額)

第4条 助成金額は、1頭につき次のとおりとする。

(1) 去勢手術(雄) 4,000円

(2) 不妊手術(雌) 8,000円

2 前項に言う去勢手術とは雄猫の精巣の摘除を、不妊手術とは雌猫の卵巣または子宮の摘除をいう。

(手術の委託)

第5条 区長は、この事業を獣医師会に委託して実施する。

2 区長は、この事業の委託に要する経費を、獣医師会に支払う。

(獣医師の指定等)

第6条 区長は、この事業の委託にあたり獣医師会所属の獣医師を指定する。

(1) 指定の方法は、獣医師会提出の名簿に記載された獣医師を承認することによる。

(2) 指定獣医師の変更は、獣医師会の提出する変更届けを承認することによる。

2 区長は、指定獣医師が獣医師法第8条の規定により獣医師の免許を取り消されたとき、またはこの要綱に違反したと認められた時は、指定を取り消すことができる。

(助成申請および承認)

第7条 申請者は別に定める期間内に、飼い猫の不妊・去勢手術費助成申請書(以下「申請書」という。)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請をしようとする者は、区長が指定する電子情報処理組織を使用して申請書に記載すべき事項を区長に送信することによって、申請書の提出に代えることができる。

なお、この場合の申請書の扱いにおいては「品川区長が所管する情報通信の技術の利用に関する規則」を準用するものとする。

3 区長は申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めるときは、飼い猫の不妊・去勢手術費助成承認書(以下「承認書」という。)を交付する。

4 区長は助成をすることを不適当と認めるときは、飼い猫の不妊・去勢手術費助成不承認通知書を交付する。

(手術の申込および実施)

第8条 承認書の交付を受けた申請者は、指定獣医師に連絡し、手術日程等を申し込む。

2 前項の手術申し込みを受けた指定獣医師は、事前の検診を行い手術を適当と診断したときは、手術を実施する。また、不適当と診断したときは、その理由を申請者に説明し、その了解を得るものとする。

3 前項の場合において、手術を不適当と診断された猫の申請者は、第7条に定める期間内で再度手術できる場合を除き、承認書を区に返却しなければならない。

4 この要綱による助成対象となる手術の実施期間は、別に区長が定める。

(助成の方法)

第9条 この手術を受けた申請者は、手術料金から、助成金を割り引いた金額を支払うものとする。

2 前項の割引額は、区の助成額と獣医師会の負担額を加えた額とする。

(手術完了の手続き)

第10条 申請者と指定獣医師は、手術を完了したときは、手術完了届にそれぞれ

署名するものとする。

2 指定獣医師は、手術完了届を獣医師会を経由して、区長に提出しなければならない。

(手術実施に伴う責任)

第11条 第8条の規定に基づく手術の実施にあたって生じた事故等の問題は、指定獣医師および獣医師会が責任をもって処理する。

(協議)

第12条 この要綱に疑義または定めのない事項が生じた場合は、区長と獣医師会が協議のうえ処理する。

付則

この要綱は、平成4年9月21日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年9月21日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する